



鳥取県公報

令和8年8月18日（火）
第9814号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（493）（埋蔵文化財センター）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（494）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（495）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（3件）（496～498）（森林づくり推進課）・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（499）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	林業種苗法による育種母樹林の指定（500）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	物品売払代金の徴収事務の委託（501）（畜産試験場）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	基本測量の実施（2件）（502・503）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	公共測量の実施（13件）（504～516）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	公共測量の終了（2件）（517・518）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（519）（〃）・・・・・・ 9
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（520）（〃）・・ 17
	土砂災害警戒区域の指定（4件）（521～524）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 20
	土砂災害警戒区域の指定の変更（525）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
	土砂災害特別警戒区域の指定（4件）（526～529）（〃）・・・・・・・・・・ 22
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更（530）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（531）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（532）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・ 24
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（533）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
	指定障害福祉サービス事業者の指定（534）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 25
	森林病虫害の駆除命令（535）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 25
◇ 選管告示	令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙の候補者の選挙運動に関 しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書（32）・・・・・・・・・・ 26
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

告 示

鳥取県告示第493号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県埋蔵文化財センター所長 中 山 寧 人

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立博物館振興会 会長 上山 憲二	鳥取市東町二丁目124	令和8年1月16日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
公益財団法人鳥取市文化財団	鳥取市栄町655	〃	〃	〃

鳥取県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所、居宅介護支援事業所の名称又は主たる事務所の名称及び所在地並びに介護予防・日常生活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷254-1	訪問介護	令和8年4月1日
〃	〃	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会八東事業所	八頭郡八頭町東593-1	通所介護	〃

2 介護予防・日常生活支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷254-1	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和8年4月1日
〃	〃	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会八東事業所	八頭郡八頭町東593-1	第1号通所事業による支援に相当する支援	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
----	------------	-------------	--------------	-------

			地	
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254－1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会八東事業所	八頭郡八頭町東593－1	令和8年4月1日

鳥取県告示第495号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プレスポ伯耆 西伯郡伯耆町大殿952ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1－1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本 厚志
変更後 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 岡澤 隆弘
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の住所
変更前 大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1－36
変更後 大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1－1
- 4 変更年月日
令和7年4月1日ほか
- 5 届出年月日
令和8年7月27日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和8年8月18日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び伯耆町企画課経営企画室において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第496号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町下菅字黒谷368の1から368の3まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第497号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町金持字平ル畑左953、954、955の1、955の2、955の4、955の5、955の9、956の1から956の4まで、956の7から956の9まで、956の13、字堂ヶ原979の1、979の7、字裏細1304

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第498号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字大谷山976の1、977、978の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第499号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
石谷林業株式会社	大阪府守口市東光町一丁目15-4	令和7年6月5日	令和8年7月23日	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

鳥取県告示第500号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林を指定するので、同法第5条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数	面積（ヘクタール）	所有者の住所及び氏名
鳥取 育 08-1	令和8年8月18日	育種母樹林	スギ（特定母樹）	倉吉市大谷茶屋字井座原883-128外	216本	0.06	東京都北区王子一丁目4-1 日本製紙株式会社

鳥取県告示第501号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県畜産試験場長 野 儀 卓 哉

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
大山乳業農業協同組合	東伯郡琴浦町大字保37-1	令和6年5月30日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	鳥取市末広温泉町724	令和7年4月22日	〃	〃
JA全農ミートフーズ株式会社	東京都港区港南二丁目12-33	令和7年7月3日	〃	〃
鳥取県家畜改良協会	東伯郡琴浦町大字湯坂350-1	令和8年4月1日	〃	〃

鳥取県告示第502号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間 令和8年7月20日から同年12月4日まで
- 3 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第503号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）
- 2 作業期間 令和8年8月28日から令和9年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町

鳥取県告示第504号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年4月13日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 米子市淀江町中間

鳥取県告示第505号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和8年4月28日から令和9年2月26日まで
- 3 作業地域 鳥取市（国府町、河原町、用瀬町及び佐治町を除く。）及び岩美郡岩美町

鳥取県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和8年5月7日から同年10月30日まで
- 3 作業地域 米子市祇園町二丁目

鳥取県告示第507号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年6月8日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 倉吉市三江、黒見、大原、鴨河内及び関金町並びに東伯郡三朝町大字大瀬

鳥取県告示第508号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び写真測量）
- 2 作業期間 令和8年6月12日から同年12月11日まで
- 3 作業地域 鳥取市東品治町

鳥取県告示第509号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和8年6月15日から同年12月25日まで
- 3 作業地域 米子市

鳥取県告示第510号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和8年6月16日から令和9年2月26日まで
- 3 作業地域 鳥取市（国府町、河原町、用瀬町及び佐治町）並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町

鳥取県告示第511号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和8年6月17日から令和9年1月22日まで
- 3 作業地域 鳥取市岩倉

鳥取県告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和8年6月17日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 倉吉市鴨河内

鳥取県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年7月1日から同年12月11日まで
- 3 作業地域 鳥取市桂木

鳥取県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年7月1日から令和9年1月13日まで
- 3 作業地域 米子市東山町、陽田町及び車尾

鳥取県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年7月22日から同年11月30日まで
- 3 作業地域 鳥取市卯垣四丁目

鳥取県告示第516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年7月22日から同年11月30日まで
- 3 作業地域 鳥取市浜坂三丁目

鳥取県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業地域 米子市富益町
- 3 終了年月日 令和8年3月24日

鳥取県告示第518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市松上
- 3 終了年月日 令和8年3月31日

鳥取県告示第519号

令和9年度及び令和10年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるもの（以下「特定調達」という。）を除く。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた経営事項審査（法第27条の23第1項の審査であって、審査基準日が次のアからウまでの申請の区分に応じそれぞれに定める期間にあるもの（合併、設立等の期日を審査基準日とする経営事項審査であって、審査基準日が2の(3)の表の受付期間の欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の審査基準日（合併、設立等）の欄に掲げる期間にあるものを含む。）。以下同じ。）を入札参加資格の審査申請の日（以下「申請日」という。）までに受けていること。

ア 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第1回から第3回までのものにそれぞれ対応する同表の受付期間の欄に掲げる期間における申請 令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間

イ 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第4回から第6回までのものにそれぞれ対応する同表の受付期間の欄に掲げる期間における申請 令和8年10月1日から令和9年9月30日までの期間

ウ ア又はイに定める期間内のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない者がする申請（2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第3回又は第6回のものに対応する同表の受付期間の欄に掲げる期間内における申請に限る。） 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第3回又は第6回のものに対応する同表の審査基準日（合併、設立等）の欄に掲げる期間

- (4) 経営事項審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては2年間、土木一式工事（同表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては5年間）又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小の区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を全て満たしている場合は、この限りでない。

希望工種	要件
土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）	(9)のアに掲げる要件
鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）	(9)のカの(イ)に掲げる要件

- (5) 国税及び地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。）に未納税額がないこと。
- (6) 県内に本店を有する者にあつては、2の(2)のアの(ア)のeに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (8) 2の(2)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (9) 希望工種が次のアからスまでに掲げるもの（以下「特殊工事」という。）の場合にあつては、それぞれに定める要件を全て満たしていること。
- ア 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときに限る。）
- (ア) 県内に本店を有していること。
- (イ) 次の技術者を県内の営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）に常に備えていること。
- a 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「土木施工管理技士」という。）のうち、1級の検定に合格したもの（以下「1級土木施工管理技士」という。）

- b 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
- c クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第223条に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者又は同令第224条の4第2項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者
- d 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
- e 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
- f 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

イ 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）

（ア） 次の技術者を常に備えていること。

- a 当該希望工種に係る工事の監督業務に5年以上従事した経験のある専任技術者
- b 当該希望工種に係る工事の監督業務に2年以上従事した経験のある補助技術者

（イ） 自ら保有し、又はリース契約（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶリース契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。）により使用する次の表の船舶の欄に掲げる船舶を常に備えていること。ただし、起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を備えているものとみなす。

区 分	船舶		乗組員		
	種別	規格能力	二級小型 船舶操縦士	運転士	その他 の船員
1	えい船	100馬力以上	2	—	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25トン吊以上	—	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	—	1	3

（ウ） 当該希望工種に係る工事において、（イ）の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に2年以上従事した経験のある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に掲げる人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。

（エ） 県内に本店を有しない者にあつては、県内に営業所を有し、当該営業所に職員を20名以上（フローティングドック（クレーン及び注排水設備を有するケーソン（海上で支持地盤まで掘削しながら沈下させて設置する鉄筋コンクリート製の箱形の基礎をいう。以下同じ。）製作用の凹型の台船をいう。）又はドルフィンドック（注排水設備を有するケーソン製作用の凹型の台船のうち、ケーソン製作時に海底に着底することができるものをいう。）を自ら使用していないときは他の業者に貸与することができる者（以下「ドック提供者」という。））にあつては、10名以上）、土木施工管理技士を10名以上（ドック提供者にあつては、5名以上）常に備えていること。

ウ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

エ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理（同表の小区分の欄に掲げる一般及び落石防止網工を除く。）に限る。）

（ア） 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

（イ） 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあつては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を営業所に常に備えていること。

希望工種	機械
------	----

法面植生工	種子吹付機（種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）又はモルタル吹付機（種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。労働安全衛生法第44条第4項に基づく刻印番号（以下「刻印番号」という。）がありボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第88条に基づく定期自主検査を受けているものに限る。以下同じ。）
法面保護工	a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定し、及び管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。）
アンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。）に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

オ 屋根工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

カ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）

(ア) (4)の本文の要件に該当する場合

a 新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事を施工する場合

- (a) 鋼橋の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
- (b) 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
- (c) 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

b 鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合

鋼橋の補修工事又は補強工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(イ) (ア)以外の場合

a 県内に本店を有すること。

b 次の機械を備えた工場を有すること。

- (a) 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。）
- (b) 手動ガス切断機（J I S B 6802に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。）
- (c) 自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。）
- (d) ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40ミリメートル以上のものに限る。）
- (e) 空気圧縮機（5馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力200トン以上のものに限る。）

c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を常に備えていること。

(a) 超音波探傷器

- (b) 携帯式工業エックス線装置
- (c) 塗膜厚測定器
- d 次の技術者を常に備えていること。
 - (a) 1級土木施工管理技士
 - (b) 労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 一般社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 一般社団法人日本非破壊検査協会が実施する J I S Z 2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

キ 舗装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。
 - a 一般社団法人日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
 - b 舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者
- (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を県内の営業所に常に備えていること。ただし、モータグレーダーを使用しない舗装工事のみに参加を希望する場合にあっては、モータグレーダーを自ら保有すること又はリース契約の締結は要さない。

種別	処理能力等
モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。）	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。）	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	車両の重量が8トン以上のもの

- (エ) アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者を県内の営業所に常に備えていること。
- (オ) 県外に本店を有する者にあっては、次に掲げる要件を備えていること。
 - a 県内の営業所に職員を10名以上常に備えていること。
 - b 県内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は県内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

ク 板金工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

ケ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の

中に1級又は2級の塗装技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の塗装とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあっては、県内の営業所に常に備えていること。

コ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

（ア） 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

（イ） 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。

a ラインマーカー車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）

b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）

c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工ができる区画線の施工機

（ウ） 職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

サ 防水工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

シ 内装仕上工事（別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

ス 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の造園技能士（職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の造園とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあっては、県内の営業所に常に備えていること。

2 申請手続

（1）申請方法

入札参加資格の付与を受けようとする者は、インターネットの鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>）（以下「TCAS」という。）により必要な事項を入力し、（2）に定める提出書類の電子データを添付して提出する方法により申請すること。

（2）提出書類

ア 次の（ア）及び（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類を提出すること。ただし、（ア）のfからhまで及び（イ）のcの書類は、市町村の建設工事の入札参加資格の申請を併せて行う者に限る。

（ア） 県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）が申請する場合

a 1の（3）の経営事項審査に係る結果通知書（以下「経審結果通知書」という。）

b 工事経歴書（様式第3号）（直前の経営事項審査に係る審査基準日前1年間に実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合等に限る。）

c 国税及び地方消費税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書

（a） 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）

（b） 個人にあっては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）

d 建設業許可の通知書の写し

e 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）

f 営業所一覧（共通様式第1号）

- g 印鑑証明書
h 使用印鑑届
- (イ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。）が申請する場合
- a (ア)の a から d までの書類
b 法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日前 3 月以内に発行されたものに限る。）の写し
c (ア)の f から h までの書類
- イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあっては、アの書類に加えて、令和 9・10 年度鳥取県特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第 7 号）及び次に掲げる書類を提出すること。
- (ア) 誓約書（様式第 8 号）（希望工種が鋼構造物工事（補修工事及び補強工事を除く。）で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。）
- (イ) 職員調書（様式第 9 号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又は健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書等の写し（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
- (ウ) 職員写真（様式第 10 号）
- (エ) 機械設備等調書（様式第 11 号）並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し（モルタル吹付機にあっては、ボイラー及び压力容器安全規則第 88 条に基づく定期自主点検表の写しを添付すること。）（機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
- (オ) 機械設備等写真（様式第 12 号）（モルタル吹付機にあっては、刻印番号を写した写真を貼付すること。刻印番号が判別できない場合は、機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）第 1 条第 1 項第 2 号の第二種压力容器明細書の写しを添付すること。）
- (カ) 実務経験証明書（様式第 13 号）（希望工種が土木一式工事で、別表の中区分の欄に掲げる港湾に該当する場合に限る。）
- ウ 入札参加資格の申請をした後に、申請事項に変更が生じた場合は、T C A S により、速やかに変更の届出を行うこと。

(3) 受付期間及び時間

受付期間は次の表の受付回の欄に掲げる受付回に応じそれぞれ同表の受付期間の欄に掲げる期間とする。ただし、特定調達の入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。

受付回	認定時期	受付期間	審査基準日（合併、設立等）
第 1 回	令和 9 年 4 月	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで	令和 8 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
第 2 回	令和 9 年 7 月	令和 9 年 4 月 1 日から同月 30 日まで	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
第 3 回	令和 9 年 10 月	令和 9 年 7 月 1 日から同月 31 日まで	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで
第 4 回	令和 10 年 4 月	令和 9 年 10 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで	令和 9 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
第 5 回	令和 10 年 7 月	令和 10 年 4 月 1 日から同月 30 日まで	令和 9 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 6 回	令和 10 年 10 月	令和 10 年 7 月 1 日から同月 31 日まで	令和 9 年 10 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで

(4) その他

申請手続の詳細に係る資料及び(2)に定める提出書類の様式については、T C A S から入手すること。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

別表

発注工事種別									
大区分	略号	中区分	小区分	略称	大区分	略号	中区分	小区分	略称
土木一式工事	(土)	一般	—	土木一般	鉄筋工事	(筋)	—	—	鉄筋工事
		プレストレスト・コンクリート	—	P C	舗装工事	(舗)	一般	—	舗装一般
		港	—	港湾工事	舗装工事	(舗)	プレストレスト	—	プレストレスト
建築一式工事	(建)	一般	—	建築一般	しゅんせつ工事	(し)	—	—	しゅんせつ工事
		解体	—	建築解体	板金工事	(板)	—	—	板金工事
大工工事	(大)	—	—	大工工事	ガラス工事	(ガ)	—	—	ガラス工事
左官工事	(左)	—	—	左官工事	塗装工事	(塗)	一般	—	塗装一般
		一般	—	とび等一般	塗装工事	(塗)	区画線工	—	区画線工
		交通安全施設	—	交通安全施設	防水工事	(防)	—	—	防水工事
とび・土工・コンクリート工事	(と)	法面処理	一般	法面一般	内装仕上工事	(内)	一般	—	内装一般
			法面植生工	法面植生工	機械器具設置工事	(機)	量工	—	量工
			法面保護工	法面保護工	熱絶縁工事	(絶)	—	—	熱絶縁工事
			落石防止網工	落石防止網工	電気通信工事	(通)	—	—	電気通信工事
			アンカー工	アンカー工	造園工事	(園)	—	—	造園工事
石工事	(石)	—	—	石工事	さく井工事	(井)	—	—	さく井工事
屋根工事	(屋)	—	—	屋根工事	電気工事	(電)	—	—	電気工事
電気工事	(電)	—	—	電気工事	水道施設工事	(水)	—	—	水道施設工事
管工事	(管)	—	—	管工事	消防施設工事	(消)	—	—	消防施設工事
パイプ・れんが・ブロック工事	(タ)	—	—	パイプ・れんが・ブロック工事	清掃施設工事	(清)	—	—	清掃施設工事
鋼構造物工事	(鋼)	一般	—	鋼構造物一般	解体工事	(解)	—	—	解体工事
		鋼	—	鋼					

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種別に対応）－中区分－小区分から構成されているが、入札参加資格の設定は、各大区分中の最小の区分において行う。
（例）土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理（アンカー工））、水道施設工事）
- 2 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
①船舶を使用して実施する工事、②潜水工を使用する工事、③船舶及び潜水工を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事
- 3 土木一般に係る工事は、ダム、橋、防波堤等大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含む。
- 4 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が500平方メートルを超えるものの解体に係る工事とする。
- 5 解体工事に係る工事は土木工作物や建築物を解体する工事、上記3及び4のいずれにも該当しない工事とする。

鳥取県告示第520号

令和9年度及び令和10年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競

争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「業種区分」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる期間に、業種区分に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。

ア 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第1回から第3回までのものにそれぞれ対応する受付期間の欄に掲げる受付期間における受付（以下「第1期受付」という。）については、令和7年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの期間

イ 2の(3)の表の受付回の欄に掲げる受付回が第4回から第6回までのものにそれぞれ対応する受付期間の欄に掲げる受付期間における受付（以下「第2期受付」という。）については、令和8年4月1日から申請日までの期間

(3) 国税又は地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。）に未納税額がないこと。

(4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員等（役員、支配人及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている法人若しくは個人でないこと。

(6) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 業種区分のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録

イ 業種区分のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

2 申請手続

(1) 申請方法

入札参加資格の付与を受けようとする者は、インターネットの鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>）（以下「TCAS」という。）により必要な事項を入力し、及び(2)に定める提出書類の電子データを添付して提出する方法により申請すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類（各種証明書及び住民票の写しは、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。ただし、ケからサまでの書類は、市町村の測量等業務の契約に係る入札参加資格の申請を併せて行う者に限り提出するものとし、ク及びケの様式については、TCASから入手すること。

ア 次の営業年度の貸借対照表又はその写し及び損益計算書又はその写し

(ア) 第1期受付については、令和8年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

(イ) 第2期受付については、令和9年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

イ 商業登記簿の謄本若しくはその写し又は当該法人の登記事項証明書若しくはその写し（個人の場合は、住民票の写し又はその写し）

ウ 1の(6)の登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書又はその写し

エ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の建設コンサルタント現況報告書（同規程様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し

オ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつて

は、直近の地質調査業者現況報告書（同規程様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
 カ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている場合に
 あっては、直近の補償コンサルタント現況報告書（同規程別記様式第14号）の副本（確認印があるもの
 に限る。）の写し

キ 国税及び地方消費税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書又はその写し

（ア） 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵
 省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）

（イ） 個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）

ク 業態調書（様式第7号）

ケ 営業所一覧（共通様式第1号）

コ 印鑑証明書

サ 使用印鑑届

（3） 受付期間

受付期間は次の表の受付回の欄に掲げる受付回に応じそれぞれ同表の受付期間の欄に掲げる期間とする。
 ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

なお、知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号県
 土整備部長通知）に基づく資格停止の措置等を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

受付期	受付回	認定時期	受付期間
第1期	第1回	令和9年4月	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで
	第2回	令和9年7月	令和9年4月1日から同月30日まで
	第3回	令和9年10月	令和9年7月1日から同月31日まで
第2期	第4回	令和10年4月	令和9年10月1日から令和10年1月31日まで
	第5回	令和10年7月	令和10年4月1日から同月30日まで
	第6回	令和10年10月	令和10年7月1日から同月31日まで

（4） その他

ア 入札参加資格の申請をした後に、申請事項に変更が生じた場合は、令和9年度及び令和10年度鳥取県測
 量等業務入札参加資格における変更基準（以下「変更基準」という。）に基づき、TCASにより、速や
 かに変更の届出を行うこと。

イ この告示に記載されていない事項については、令和9年度及び令和10年度鳥取県測量等業務入札参加資
 格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書及び変更基準は、鳥取県ホームページ
 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>) から入手するものとする。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は
 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始
 の日又は当該再生手続開始の日から入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入
 札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和11年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）ま
 でとする。

- （1） 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当
 該事実を確認した日の前日
- （2） 令和11年度及び令和12年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が令和11年2月1日まで
 に告示されない場合 当該告示がされた日から起算して60日を経過した日

6 その他

測量等業務に係る随意契約の相手方については、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を付与された者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

別表

業種区分	業務区分	
測量業務		
建築関係建設コンサルタント業務	建築設計	
	設備設計	
	建築監理	建築監理（建築）
		建築監理（電気・機械）
土木関係建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		

鳥取県告示第521号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

立見3地区（Ⅱ－3807）、大原3地区（Ⅱ－3808）、関金宿14地区（Ⅱ－3809）、山口17地区（Ⅱ－3810）、山口16地区（Ⅱ－3811）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第522号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域の名称

小河内漆谷川（Ⅰ－1－2－20－125－1）、大瀬株田谷川（Ⅰ－2－20－20－142）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局

並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第523号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
湯梨浜町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
方地6地区（Ⅱ－3812）、佐美4地区（Ⅱ－3813）、方面4地区（Ⅱ－3814）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第524号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
佐崎3地区（Ⅱ－3804）、大父3地区（Ⅱ－3805）、野田2地区（Ⅱ－3806）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第525号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
湯梨浜町
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの

川上川（Ⅰ－2－20－19－17）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

湯梨浜町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（3）土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

藤津1地区（Ⅰ－707）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第526号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

立見3地区（Ⅱ－3807）、大原3地区（Ⅱ－3808）、関金宿14地区（Ⅱ－3809）、山口17地区（Ⅱ－3810）、山口16地区（Ⅱ－3811）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第527号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の名称

小河内漆谷川（Ⅰ－１－２－20－125－１）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第528号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

湯梨浜町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

方地6地区（Ⅱ－3812）、佐美4地区（Ⅱ－3813）、方面4地区（Ⅱ－3814）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第529号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

佐崎3地区（Ⅱ－3804）、大父3地区（Ⅱ－3805）、野田2地区（Ⅱ－3806）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局

並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第530号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
湯梨浜町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
藤津1地区（Ⅰ－707）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第531号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
湯梨浜町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
川上川（Ⅰ－2－20－19－17）

鳥取県告示第532号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月18日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
ウエルシア薬局株式会社	ウエルシア薬局 倉吉厚生病院東	倉吉市東巖城町 173－1	令和8年7月 14日	令和8年4月 30日	居宅療養管理 指導

	口店				
医療法人岡本歯科医院	岡本歯科医院	東伯郡琴浦町浦安102-2	〃	令和8年7月22日	〃
ウエルシア薬局株式会社	ウエルシア薬局倉吉上井店	倉吉市上井町一丁目11-7	〃	令和8年9月1日	〃

鳥取県告示第533号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月18日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
ウエルシア薬局株式会社	ウエルシア薬局倉吉厚生病院東口店	倉吉市東巖城町173-1	令和8年7月14日	令和8年4月30日	介護予防居宅療養管理指導
医療法人岡本歯科医院	岡本歯科医院	東伯郡琴浦町浦安102-2	〃	令和8年7月22日	〃
ウエルシア薬局株式会社	ウエルシア薬局倉吉上井店	倉吉市上井町一丁目11-7	〃	令和8年9月1日	〃

鳥取県告示第534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月18日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社ほうきぼし農園	西伯郡伯耆町岸本290	ほうきぼしフレンズ	西伯郡伯耆町久古1042	就労継続支援A型	令和8年8月1日

鳥取県告示第535号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月18日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡大山町の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和8年9月11日から同年11月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、西部総合事務所農林局及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、令和7年5月25日執行の鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和8年8月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年5月25日執行 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,006,700円

3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	岡村 英治	所属党派	日本共産党	期間	5月10日から	第1回分
出納責任者氏名	井田 武夫				5月30日まで	

収入			円	支出			円
主たる寄附				人件費			—
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費			—
日本共産党鳥取県	政党	465,939		選挙事務所費			—
西部地区委員会				集合会場費			—
				通信費			13,290
				交通費			—
				印刷費			850,820
				広告費			225,225
				文具費			—
				食糧費			49,684
その他の寄附			—	宿泊費			—
その他の収入			—	雑費			—
今回計			465,939	今回計			1,139,019
前回計			—	前回計			—
総計			465,939	総計			1,139,019

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	549,400円
	計	673,080円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和7年6月8日	第1回報告分
-----------------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年5月25日執行 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,006,700円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	亀本 明和	所属党派	無所属	期間	5月16日から 5月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	亀本 明和					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	人件費	66,000
	(寄附額)	家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	500,200
		広告費	9,350
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	宿泊費	—
その他の収入	700,000	雑費	—
今回計	700,000	今回計	575,550
前回計	—	前回計	—
総 計	700,000	総 計	575,550

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	—
	ポスターの作成	500,200円
	計	500,200円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和7年5月30日	第1回報告分
-----------------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年5月25日執行 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,006,700円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	森 由美子	所属党派	無所属	期間	5月1日から	第1回分
-----------	-------	------	-----	----	--------	------

出納責任者氏名	森 真弓		6月2日まで	
---------	------	--	--------	--

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	146,250
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	110,000
森ゆみ子後援会	後援団体	選挙事務所費	110,000
	110,000	集合会場費	—
		通信費	47,960
		交通費	—
		印刷費	1,187,120
		広告費	411,195
		文具費	6,393
		食糧費	90,925
その他の寄附	—	休泊費	—
その他の収入	1,000,000	雑費	37,022
今回計	1,110,000	今回計	2,036,865
前回計	—	前回計	—
総 計	1,110,000	総 計	2,036,865

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	944,640円
	計	1,068,320円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和7年6月9日	第1回報告分
-----------------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年5月25日執行 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,006,700円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	山川 智帆	所属党派	無所属	期間	5月14日から 6月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	松田 真哉					

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	24,000
(氏名、団体名)	(職業)	家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	1,123,320
		広告費	227,700
		文具費	—
		食糧費	90,000
その他の寄附	—	休泊費	—
その他の収入	396,700	雑費	—
今回計	396,700	今回計	1,465,020

前回計
総 計—
396,700前回計
総 計—
1,465,020

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	944,640円
	計	1,068,320円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和7年6月5日	第1回報告分
-----------------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年5月25日執行 鳥取県議会議員米子市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 5,006,700円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	山川 智帆	所属党派	無所属	期間	6月5日から	第2回分
出納責任者氏名	松田 真哉				6月5日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	人件費	—
	(寄附額)	家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	—
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	78,730
		文具費	—
		食糧費	—
その他の寄附	—	宿泊費	—
その他の収入	78,730	雑費	—
今回計	78,730	今回計	78,730
前回計	396,700	前回計	1,465,020
総 計	475,430	総 計	1,543,750

	項 目	金 額
支出のうち公 費負担相当額	ビラの作成	123,680円
	ポスターの作成	944,640円
	計	1,068,320円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和7年6月9日	第2回報告分
-----------------	----------	--------

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、

次のとおり公告する。

令和8年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所

日野郡日南町宮内字鬼林山1337の1、1337の3から1337の12まで、字大平ル1340、1342、1343、字アダ馬渡1419の1、1419の2、1419の6、1419の7、1420の1、1420の2、1420の4、1420の5、字奥馬渡1421の1、1422の1から1422の3まで、1422の5、字東山1423の2、1423の7、1423の9、字蛇ヶ喰1424の1から1424の3まで、字水谷1439の1、1439の3

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和8年3月6日付鳥取県告示第110号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

4 通知の掲示場所 日南町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月18日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字杉地字芋屋谷西平466、468の1、字中峯ノ谷504

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和8年6月9日付鳥取県告示第348号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

4 通知の掲示場所 琴浦町役場

5 通知の保管場所 鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課